

事務連絡  
令和6年3月1日

新潟県介護保険主管部（局）  
富山県介護保険主管部（局）  
石川県介護保険主管部（局）  
福井県介護保険主管部（局）

御中

厚生労働省老健局 総務課  
介護保険計画課  
高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

介護サービスを利用される際に留意いただきたい事項について  
(その2) (リーフレット)

令和6年能登半島地震による災害発生に関し、利用者の方々向けの留意事項をまとめたリーフレットについて、「介護サービスを利用される際に留意いただきたい事項について(リーフレット)」(令和6年2月7日厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡)を別添のとおり一部更新いたしました。

本リーフレットを市町村の窓口で配布、掲示する等の方法により、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますようお願いいたします。

対象保険者は、令和6年能登半島地震に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村のうち、**令和6年2月29日17時時点**で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村です。

## 介護サービスを利用される際に留意いただきたい事項

### 1. 被保険者証等を提示できない場合でも、介護サービスを受けられます

- 介護に関する被保険者証及び負担割合証(被保険者証等)を消失又は自宅等に残したまま避難していることにより、被保険者証等を提示できない場合であっても、皆様の、
  - ・ 氏名、生年月日、住所
  - ・ 負担割合(1割、2割又は3割)を事業所に申告することで、介護サービスを受けられます。

### 2. 令和6年9月末までの介護サービスに関し、窓口で利用料を支払う必要はありません

- 以下(1)(2)の両方に該当する方は、窓口で利用料を支払う必要はありません。(被災地以外の介護サービス事業所を利用する場合も同様。)
  - ※ 福祉避難所として開設された介護保険施設等における食費・居住費については、災害救助法における国庫負担の対象経費となるため、お支払いいただく必要はありません。
  - ※ 被災地以外の介護サービス事業所の利用に当たって、住民票を移すことは必要ありません。

(1) 令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された一部の市町村の介護保険に加入されている方  
(詳細は、厚生労働省HP「政策について」>「他分野の取り組み」>「災害」>「石川県能登地方を震源とする地震について」で確認できます。)

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨  
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

#### ○お問い合わせ

この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。